

刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題用紙は3枚、解答用紙は3枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。第1問と第2問、第3問の配点比率は、
11 : 7 : 12です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書き用紙は、持ち帰ってください。

第1問

小問1、2に解答しなさい。各事例の事実関係およびそれに関する法的評価の異同等を検討し、小問1と小問2の判断が整合性をもつように注意すること。

なお、事実評価に際しては、次のような事情を前提とする。

- 1 散布された灯油は、芯になるべきものがない場合には、かなり大きな加熱物体が近づかない限り、その温度が発火するに至るまで上昇して燃焼を開始する可能性は低いこと。
逆に、芯になるべき布等に吸収された時には、近くに種火があれば、容易に温度が上昇して着火し、布等に吸収された灯油自体が燃焼を開始すること。
- 2 燃えている新聞紙等の紙類を、散布された灯油上においた場合には、その紙類が灯油を吸収して芯となり、これに吸収された灯油が燃焼を開始する可能性があること。
- 3 ラッカー薄め液をかけた紙類は引火しやすく、火がつくと勢いよく燃え上がること。

小問1 次の事例におけるXの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、Aが所有し、Aらが現に住居に使用する木造瓦葺平家建家屋を焼損させることを企てた。Xは、その家屋の北側玄関前までポリ容器にはいった灯油を運び、玄関前のタイル張りたたきの上に灯油を散布した上、その場で新聞紙等の紙類にラッカー薄め液を振りかけた。その際、左手に着用していたゴム手袋にも相当量のラッカー薄め液がかかったが、Xは、引き続き、ラッカー薄め液を振り掛けていた新聞紙等の紙類を左手に持ち、右手で点火したライターをこれに近づけて着火した。ところが、左手に着用していたゴム手袋にかかっていたラッカー薄め液に火が燃え移ったので、Xは、驚愕のあまり、あわててゴム手袋を外してその場に投げ捨てた。火のついたゴム手袋は、先に灯油を散布していたたたきの上に落ちて燃え上がり、木製の玄関ドアが燃焼したが、Aが発見して水をかけて消火にあたったため、ドアは80センチメートル四方にわたって炭化した状態で消し止められた。

小問2 次の事例におけるYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Yは、実父B方において同人らと居住していたが、Bから罵られたことなどに憤激し、Bが所有し、Bらが現に住居に使用する木造瓦葺平屋建家屋を焼損しようと企てた。Yは、その北西側にある和室の畳の上、および同室から玄関に至る中廊下、さらに玄関の板張り床上に灯油を散布した上、灯油を散布した場所から約3メートル離れた玄関前の屋外に出て、Bからの急を聞いて駆けつけた近隣住民らに対し、「30分後に火つけるぞ。」などと叫びながら、その場で新聞紙を棒状に丸めて先端にライターで火をつけ、これを右手に持って振りかざし、さらに「こんな家は1回燃やした方がいい。」などと叫んだ。これに対し、集まっていた近隣住民のうちの1人がYに近づき、火のついた新聞紙を叩き落とした。Yは、その住民に対し悪態をついたものの、新聞紙に火を付けてから終始B宅に背を向けて立ったままで、再度、B宅に火をつけようとする挙動に出ることは一切なかった。なお、犯行当時は、小雨が降り、風はYの背後であるB宅方向から吹いており、叩き落とされた時点で新聞紙の火はほとんど燃え尽きていた。

第2問

次の事例を読んで、小問1、2に解答しなさい。

Xは中学・高校時代に姉Aと共にB書道協会に加盟する教室に通っていた。Bは全国に教室を展開する大手の書道協会であり、定期的に検定試験を実施し、会長名で段位を認定する合格証を発行していた。Xは天性の字のうまさでBの指導員から高い評価を受けていたが、途中から教室に真面目に通わないようになってしまったため、初段の段位を得るにとどまっていた。それに対し同様に才能に恵まれたうえに真面目に教室に通ったAは大学進学後も教室に通い続け、5段の段位まで進んでいた。

25歳になったXはリストラで職を迫われ、新しい職を探していた。Xは新しい職は自分の特技である書道を活かしたものにしたいと考え、個人経営のC書道教室のインストラクターに応募した。面接の際に、Xは書道の実技を行ったが、面接担当者DはXの実力もさることながら、段位をしきりに気にしていた。そこでXは、採用を決定づけるために、実は5段の段位を持っているとDに述べた。それを聞いたDはXに、念のため段位を確認したいので、後で合格証をファックスで送信するよう求めた。Xは自宅に戻り、Aの合格証を探し出し、Aの名前の上に修正テープを貼り付け、そこに自分の名前を書いたものを、Dにファックスで送信した。Dの所持するファックスは、プリント・アウトする前に画面で内容を確認できるものだった。Dは画面上でXの名前の記された合格証を確認すると、プリント・アウトせずに内容を消去した。

小問1 Xの罪責を論じなさい。

小問2 Dが合格証の内容を画面で確認した後にプリント・アウトしたとする。この場合のXの罪責を論じなさい。

第3問 小問1、2に解答しなさい。

小問1 被告人Xは、平成26年7月5日、東京都立川市富士見台の食料品店の看板を足で何度も蹴って破損したとする器物損壊事件により、平成26年7月7日、逮捕され、勾留を経て、同旨事実により起訴された。Xには、起訴前、弁護人は選任されておらず、起訴後、請求により国選弁護人が選任された。

Xは、逮捕後、起訴に至るまで、取調べにおいて、被疑事実についてはなんら話をしないまま通し、起訴後も、公訴事実についてはなんら発言をしないままであった。

公判において、弁護人は、検察官の請求証拠は有罪の証明には不十分であるとして、無罪を主張した。検察官は、論告のなかで、「被告人が、捜査段階においても、起訴後の公判においても、一切弁明することなく無言を貫いているのは、否認を裏づける説得力のある主張ができないからであろう。もしなにか発言すると、その矛盾を追及されたり、さらに具体的説明を求められたりして、かえって真相が露呈する危険さえあると考えたからであろう。被告人がこのように沈黙し続けていることからしても、被告人の犯行を認めることができる。」と述べた。

検察官のこのような意見の当否について、どのように考えるか。

小問2 被告人Yは、平成26年7月5日、東京都立川市富士見台の食料品店の看板を足で何度も蹴って破損したとする器物損壊事件により、平成26年7月7日、逮捕され、勾留を経て、同旨事実により起訴された。Yには、起訴前、弁護人は選任されておらず、起訴後、請求により国選弁護人が選任された。

Yは、逮捕後、起訴に至るまで、取調べに対して、「自分はそんなことはしていない。自分はそのとき、その場所にはいなかった。」と述べて、犯行を否認し、それ以外は何にも供述しなかった。起訴後、冒頭手続においても、同様であった。検察官は、起訴前の取調べにおける被告人の上記内容の供述について調書を作成しており、その調書の取調べを請求したところ、裁判所はその調書を証拠として採用した。Yは、証拠調べの最終段階になり、被告人質問において、「あなたは、事件当時はどこにいたのですか。」との弁護人の質問に対して、「自分は、事件当時は立川市内の公園のベンチで寝ており、ときどき起きて鳩に餌をやっていた。近くには誰もいなかった。」と答えた。

検察官は、論告のなかで、「被告人は、逮捕以降、捜査段階においても、起訴後、公判においても、ただたんに『事件当時、現場にはいなかった』と言うだけであり、事件当時どこにいたのかについては、ずっと明らかにしてこなかった。被告人がはじめて事件当時の所在場所を明らかにして、アリバイを主張したのは、審理最終段階の被告人質問になってからなので、このようなアリバイ主張に信用性は認められない。」と述べた。

検察官のこのような意見の当否について、どのように考えるか。